



12月18日（月）MCS導入研修会 アーカイブ配信のご案内



12月18日に開催いたしましたMCS導入研修会では、多くのご参加をいただきまして誠にありがとうございました。
アーカイブ配信をいたしますので、下記URLよりご視聴ください。

◇ アーカイブ視聴用URL ◇

<https://us02web.zoom.us/rec/share/60ho5F9YxQO9rcyWa5fEy6GsJquWiRtHEb8AK6IegwXuochWgUbVu2-IHKOJBoKm.AubKvLLQuP-MvN6p>

※ダウンロードはできませんのでご了承ください

* 研修会にていただきました質問について、下記に回答を掲載いたします *

【Q1】朝霞地区MCS運用ルールの別紙様式2において、「第5条 私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、一切の損害を賠償することを誓約する」と表記されている。賠償の範囲や上限を設けずに誓約をさせることについて、民法上問題はないか。

【A1】別紙様式2については、事業所と従業者がMCSを使用する際に取り交わす誓約書の参考例として掲載しています。ルール説明の際にもお伝えした通り、事業所で別様式（内容）をご用意頂いても構いません。また、既に事業所と従業者が守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は省略できるものとしています。損害賠償の範囲については各事業所において検討すべき内容と思われます。

【Q2】MCSで患者グループを作成する際、同じ患者で複数の患者グループを立上げてしまう可能性があるのではないか。

【A2】ヒューマンエラーにより、既に患者グループがある患者について、新規に患者グループを立上げてしまう可能性はあります。重複する患者グループを発見した場合には、朝霞地区医師会地域包括ケア支援室へご一報ください。グループの統廃合についてコーディネーターが中心となって協議させていただきます。また、未然防止についてもMCS管理者へ継続的に注意喚起を行う予定です。